

あなたの子育て応援します

それいけ子育て 子育てを応援する制度

育児支援ヘルパー派遣事業

堺市内にお住まいで赤ちゃんを養育する方が体調不良や育児不安等により家事や育児が困難であるにも関わらず、家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいない家庭などにヘルパーを派遣し、掃除、洗濯、調理などの家事や育児のお手伝いをします。

里帰り出産やお手伝いに来てくれる人がいる方は対象になりません。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

子育てアドバイザー派遣事業

子育ての悩みや子育ての不安がある家庭あるいは運営方法で悩んでいる子育てサークル等に、子育てアドバイザーを無料で派遣します。また、初めて出産した家庭を子育てアドバイザーが訪問し、子育て支援情報の提供などを行う「さかい子育てスマイル訪問」も実施しています。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての応援をしたい方と子育ての応援を受けたい方との相互援助活動です。保育施設への送迎や保育時間の前、終了後または、小学校の登校前や放課後だけでなく、保護者の買い物や講演会・コンサートなどに行くときにも子どもを預かります。活動には会員登録が必要です。

問合せ ▶ 堺市ファミリー・サポート・センター

TEL・FAX 222-8066

産後ケア事業

助産師によるお母さんの心身のケアや育児のサポートを行います。

宿泊型・デイサービス型は、産後、周囲に支援者がなく、子育てに困難を感じている方、訪問型は産後ケアを必要とする方が対象です。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

病児保育事業

病気やケガで認定こども園等への通園などが困難な6か月から小学6年生までの児童を、一時的にお預かりします。利用には、施設型は実施施設ごとの事前登録、訪問型は登録のうえ講習の受講が必要です。

問合せ ▶ 各病児保育施設

さかいマイ保育園事業

あなたが登録する認定こども園・保育所が、かかりつけの「マイ保育園」として妊娠中から子育てを支援し、育児に関する相談や情報提供、園庭開放などを実施しています。また、登録園において、子どもひとりにつき午前の一時的預かりサービス（ほっと預かり）を無料で1回利用することができます。

問合せ ▶ 各認定こども園・保育所 幼保政策課

多胎児家庭外出支援事業

2歳以下の多胎児を養育する家庭に、多胎児と外出した際に利用するタクシー料金の一部を助成する外出支援と健康状態や子育てに関するアンケートや面談の機会を拡充する子育て相談支援を実施しています。助成には申請が必要で、1年度、1家庭、2万円を上限としています。

問合せ ▶ 子ども育成課

緊急一時保育

保護者が出産・入院・災害などで、家庭での育児が困難になったとき、認定こども園・保育所などを一時的に利用できます。

利用期間は30日以内です。(引き続き利用が必要と認められたときには、30日を限度に延長することができます。)

問合せ ▶ 各区子育て支援課

休日保育

保護者が常態的に休日に保育できない児童のために、休日保育を実施している認定こども園・保育所などで休日保育が利用できます。保育の必要性の認定(2・3号認定)を受ける方のうち、休日保育の必要性の認定を受けた方が対象です。

問合せ ▶ 各区子育て支援課 幼保政策課

たまにはリフレッシュ 一時預かり事業

保護者が就労(平均週3日程度)や疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由(育児疲れ解消のためのリフレッシュなど)で家庭での育児に困ったとき、本事業を実施している認定こども園・保育所で一時的に預かります。(一部の園で休日も実施)

問合せ ▶ 各認定こども園・保育所 幼保政策課

子育て短期支援事業

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病、出産、介護、出張などで子どもの養育が一時的に困難となったとき、又は緊急一時的に母子の保護を要するときに、実施施設(児童養護施設、母子生活支援施設や乳児院)で一定期間、養育及び保護を行います。なお、受け入れ施設については定員の空き状況によって調整をする場合があります。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

夜間養護(トワイライトステイ)等事業

保護者の仕事等が夜間、土・日曜日、祝休日にわたる場合、実施施設(児童養護施設、母子生活支援施設)にて、学校などが終わってからおおむね22時まで(引き続き宿泊可)か、土・日曜日、祝休日の日中に、子どもの養育が受けられます。なお、受け入れ施設については定員の空き状況によって調整する場合があります。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

子育て短期支援事業実施施設

名称	住所	問合せは お住まいの区の 子育て支援課へ
ハピネス・ハーク	堺区緑ヶ丘南町1丁2-10	
愛育社	中区八田南之町219	
泉ヶ丘学院	中区平井482	
東光学園	中区土塔町2028	
清心寮	北区東上野芝町2丁499	
愛育社めばえ乳児院	中区八田南之町219	
和泉乳児院	泉大津市助松町3丁目8-7	

- 妊娠に関すること
- 出産された方
- あなたの子育てを応援します
- 子育てを楽しみましょう
- 小学校入学に向けて
- 子どもの安全と緊急時のこと
- 外国人の方のために

ひとりじゃないよ 相談窓口の紹介

保健センター

保健センターでは、子どもの健やかな成長を支援するために乳幼児健康診査のほか、子育て教室の開催や、電話や面接による相談、必要に応じて家庭訪問を行っています。子育てに関する相談には医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師など、さまざまな専門職員が応じています。

問合せ ▶ 各区保健センター

子育て支援課

【家庭児童相談】

18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じています。子育てのこと、心や体の発達の心配、こども園等や学校生活での悩みに関する相談、地域での子育てに関する情報提供などを行っています。また、虐待の相談や連絡(通告)の窓口にもなっています。

【女性相談】

離婚、配偶者等からの暴力、生活などさまざまな悩み・問題をかかえた女性からの相談に応じています。

【ひとり親相談】

ひとり親家庭・寡婦の生活上の相談、自立のための相談や子どもの養育等の相談に応じています。

【子育て相談】

- 保健師が妊娠中から子育て期の不安や悩みについて、母子保健の専門職として個別に相談や助言を行うほか、親子の健康づくりに関する情報提供を行います。
- 保育士などが子育てに関する相談や子育てサークル・子育てサロンに関する相談に応じています。
- 子育て支援コーディネーターが子育て支援事業等の利用について、各ご家庭に応じた相談や情報提供などを行います。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

児童発達支援センター

こどもリハビリテーションセンターは、心身に障害のある子ども及びその心配のある子どもの早期療育体制の充実と、福祉の増進を図るための総合施設です。

名称		TEL	FAX
南こども リハビリテーションセンター	つぼみ園	299-2031	299-2100
	つぼみ診療所	294-7941	
北こども リハビリテーションセンター	もず園	279-0500	270-2126
	もず診療所	279-3768	270-2726

認定こども園・保育所

認定こども園や保育所では、子どもの成長・発達や健康、食事、遊びなど子育てに関する相談に応じています。また親子が集う機会を設けるなど、地域の子育て支援も行っていきます。

問合せ ▶ 各認定こども園・保育所

幼稚園

市立幼稚園では、週に1回程度未就園児招待を実施し、育児や教育に関する相談に応じています。地域の回覧板やホームページなどで周知しますので、ぜひご参加ください。

また、随時電話等による相談も受けていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ ▶ 各幼稚園

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員、主任児童委員

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしているボランティアです。

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

また、ニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、関係機関へつなぐパイプの役割をいたします。

お住まいの地域ごとに担当の委員がいます。

問合せ ▶ 子ども企画課・長寿支援課

堺市ユースサポートセンター(子ども・若者総合相談センター／堺地域若者サポートステーション)

ひきこもり、不登校、ニート、非行、ヤングケアラーなどの困難を抱える子ども・若者やその保護者、関係者からの相談及び就職等の自立に向けた支援を行います。相談は来所を基本としますので相談を希望される方は、事前に連絡してください。

問合せ ▶ 堺市ユースサポートセンター

(子ども・若者総合相談センター／
堺地域若者サポートステーション)

TEL 248-2518 FAX 248-0723

妊娠に
関すること



出産された
皆さんに



あなたの
子育て
を
応援
します



子育てを
楽しみ
ましょう



小学校
入学に
むけて



子どもの
安全と
緊急時
のこと



外国人
の方
のため
に



妊娠に
関すること

出産された
皆さんに

あなたの子育て
に応援します

子育てを
楽しみましょ

小学校
入学にむけて

子どもの安全と
緊急時のこと

外国人の方
のために

外国人の方
のために

子ども相談所

心身の障害、非行、虐待など、子どもの問題にかかわる専門相談機関です。

問合せ ▶ **子ども相談所**

TEL 245-9197 FAX 241-0088

こころの健康センター

こころの電話相談では、メンタルヘルス全般について相談に応じています。

問合せ ▶ **こころの健康センター**

TEL 243-5500(こころの電話相談 専用回線)
FAX 241-0005

子ども家庭支援センター

清心寮 (愛称 リーフ)

地域への子育て支援として、専門職による来所相談や電話相談等に応じ、定期的に親子講座やプレイルームの開放等も行っていきます。

また、児童養護施設を退所した児童からの相談業務や就職支援等も行っていきます。

問合せ ▶ **子ども家庭支援センター清心寮(リーフ)**

TEL 252-3521 FAX 252-3522

堺市発達障害者支援センター

発達障害に関する支援の拠点として、本人、家族や関係機関からの相談や、発達障害に関する関係機関向けの研修や市民向けの啓発活動を実施しています。相談は電話による予約制です。

問合せ ▶ **堺市発達障害者支援センター**

TEL 275-8506 FAX 275-8507

さかいっこひろば

「さかいっこひろば」(P.16)には、心理士などの専門スタッフがおり、子どもの発達や子育てに関するさまざまな悩みを相談することができます。未就学児のお子さまは、必要に応じて医師による専門相談もできます。

受付時間 月～金 10:00～16:00

問合せ ▶ **さかいっこひろば→P.16**

就学相談

障害のある幼児を対象に、就学相談を行っています。お住まいの校区の小学校に申し込んでください。(申し込み時期:就学予定前年の5月～6月)

問合せ ▶ **支援教育課**

4・5歳児発達相談

市内在住の4歳児を対象に、子どもの発達や成長に関する心配や気になること、育てにくさ等に関する相談に対し、専門の小児科医師による問診や診察、心理士による子どもへの行動観察等を実施します。費用は無料です。ただし、既に療育や医療を受けている場合は、原則お受けしていません。

申込先 保護者の方が事前に障害支援課発達支援コーディネーターまで電話で予約してください。なお、保健センターでは予約は行っていません。

受付時間 月～金 9:00～17:00

実施場所 お住いの地域の保健センター及びさかいっこひろば

問合せ ▶ **障害支援課**

TEL 228-7411 FAX 228-8918

ひとりで悩まないで！

～子どもの虐待とは～

虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心や身体を傷つけたりして、子どもの健全な成長や発達を損なう行為(不作為を含む)をいい、時には子どもの生命を奪うこともあります。

「虐待をしてしまった」「虐待をしてしまいそうだ」
という保護者の皆さんへ
～一人で悩まず、相談してください～

相談機関	TEL
各区役所 子育て支援課	巻末問合せ一覧参照 (月～金9:00～17:30)
子ども相談所	TEL 245-9197 (月～金9:00～17:30)
子ども虐待ダイヤル	TEL 241-0066(24時間対応)
子どもの虐待ホットライン (児童虐待防止協会)	TEL 06-6646-0088 (月～金11:00～16:00)
子ども電話教育相談 こころホーン (教育センター企画相談課)	TEL 270-5561(24時間対応) 学校生活・家庭教育に関する 悩みの相談
児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちばやく)

教育相談

子どもの教育に関わる相談を行っています。電話による予約制です。

問合せ ▶ **教育センター企画相談課ソフィア教育相談**

TEL 270-8121 FAX 270-8130

▶ **教育センター企画相談課 ふれあい教育相談**

TEL 245-2527 FAX 245-2526

各区の教育相談窓口

区域在住の小・中学生の保護者などを対象に、家庭教育や学校生活など、子どもに関する悩みに元教員が関係機関と連携し対応します。電話でも、直接窓口でもお気軽にご相談ください。

(月～金 9:00～17:00 祝休日・年末年始を除く)

問合せ ▶ **各区企画総務課**

(西区は総務課、南区は区政企画室)

いじめ不登校相談

いじめや不登校などの相談を行っています。

問合せ ▶ **いじめ不登校対策支援室**

TEL 340-0201(相談専用) FAX 228-8341

子育て情報の発信

さかい子育て応援団事業

市内で子育て家庭の応援に取り組んでいる企業・団体などがさかい子育て応援団に登録しています。登録団体の取組内容は、市のホームページや公式フェイスブックなどで紹介しています。



さかい子育て応援団

検索

問合せ ▶ 子ども企画課

TEL 228-7104 FAX 228-7106

my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)

堺市と大阪府の情報をお届けする個人向けの総合行政ポータルサイトです。選択した興味・関心のあるカテゴリと本人の情報にマッチするおすすめ情報を発信します。また、マイナンバーカードを利用してデジタル通知を受け取ることができます。※デジタル通知を受け取るには、デジタルIDアプリ「クロスアイディ」が必要になります。



詳細はこちら



問合せ ▶ 政策企画部

TEL 228-7480 FAX 222-9694

問合せ ▶ my door OSAKA ヘルプデスク
(平日9時～17時30分)

TEL 06-7176-7217

親子さかすくナビ

出産予定日や子どもの生年月日等を登録しておくことで、成長に合わせた子育て情報が届くスマートフォン用アプリです。次のような機能が利用可能です。

- ★ 健診結果の記録
- ★ 予防接種履歴の管理
- ★ 家族間での共有機能
- ★ 保育施設の条件検索
- ★ 病児保育施設の空き状況確認 など

ダウンロード無料。通信料は自己負担。

<ダウンロード方法>

App Store、Google Play から「母子モ」と検索し、ダウンロードしてください。

App Store



Google Play



問合せ ▶ 子ども企画課

TEL 228-7104 FAX 228-7106

堺市子育て支援情報総合サイト「さかい☆HUGはぐネット」

手当てや制度のこと、相談機関のことなど、子育て支援に関する情報を総合的に発信している、堺市ホームページ内のサイトです。

さかいはぐネット

検索

問合せ ▶ 子ども企画課

TEL 228-7104 FAX 228-7106

発達障害ってなんだろう？

子どもの行動で気になることはありませんか？

他の子どもとうまく遊べない、落ち着きがない、会話になりにくい、かんしゃくを起こす、など同年代の子どもたちと比べて気になることや心配なことはありませんか？これらの行動は子どもであれば誰にでもありますが、その背景に「発達障害」が関係している可能性があります。発達障害は、保護者の育て方やしつけの方法が原因ではありません。早めに気づき、関わり方のコツを知ったり、環境を整えてあげたりすると、集団の中でも安心して過ごすことができます。

発達障害とは？

発達障害者支援法において、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法における定義第二条一項より)と定義されています。

気づきのポイント

言葉・人との関わり

- ことばの遅れ
- ひとり遊びが多い
- 興味や関心のあることを一方的に話す
- 大人の指示が伝わりにくい



感覚

- 音に敏感で、耳を塞ぐ(聴覚)
- 極端な偏食(味覚・嗅覚)
- 特定の洋服ばかり着たがる、手をつなぎたがらない(触覚)



気持ち

- 想像力
- 相手にとって失礼なことや、傷つくことを言う
- 友達がふざけてやっていることを真に受けてしまう
- 急な予定変更時に混乱する

- 極端な怖がり
- ささいなことでも注意されるとカッとしたりしやすい
- 興奮するとおさまらない
- したいことをやめられない(切りかえが難しい)

「発達障害に関する相談窓口はP.11を参照」 ※発達障害のある子どものすべてに 上記の項目が当てはまるわけではありません

妊娠に
関すること



出産された
皆さんに



あなたの
子育て
を



子育てを
楽しませ
よう



小学校
入学に
むけて



子どもの
安全と
緊急時
のこと



外国人
の方
のため
に



堺市子どもを虐待から守る条例

虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の健やかな成長や発達、人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決して虐待を許してはなりません。本条例では、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明確にし、虐待の早期発見・早期対応のため、通告に関する基本的事項を定め、また、虐待の未然防止の観点から、子育て支援施策を充実していくことを定めています。

(条例は堺市ホームページよりご覧になれます)

問合せ ▶ **子ども家庭課**

虐待に気がつくポイント

～あなたのまわりに、こんな子どもや保護者はいませんか？～

子どもの様子

- ・やけどや、あざが多い。
- ・夜遅くまでひとりで出歩いたり、家に帰りたがらない。
- ・親といるとき、おどおどしたり、表情が乏しい。
- ・衣類が極端に汚れていたり、季節に合わない服を着ている。
- ・食べ物に対して異常に執着する。
- ・性的なことで過度に反応したり、不安を示したりする。

保護者の様子

- ・子どもを大声で怒鳴ったり、叩いたりすることがある。
- ・毎日のように子どもを長時間泣かせている。
- ・子どもを置いたまましばしば外出する。
- ・病気がしいのに、医者に診せようとしない。
- ・登園・登校をさせない。
- ・子どもの扱いが冷たい、あるいは子どもを無視している。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した人には、相談機関に通告する義務があります。

虐待かな？と思ったら、右記まで連絡(通告)してください。あなたの勇気が、子どもを守ることにつながります。あなたの秘密は守られます。

児童相談所虐待対応ダイヤル TEL 189(いち はやく)

堺市子ども虐待ダイヤル TEL 241-0066

各区役所子育て支援課
地域の民生委員児童委員



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、配偶者や恋人同士など親密な関係にある者からの暴力をさし、からだへの暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的等さまざまなかたちの暴力があります。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されません。ひとりで悩まずに、我慢しないで、まずだれかに話してみましよう。専門の相談員があなたの悩みや問題をうけとめ、いっしょに考えます。あなたの秘密は守られます。

DVに関する相談窓口

堺市配偶者暴力相談支援センター

DV専門電話相談 TEL 228-3943

電話 月～金 9:00～17:30

堺市各区役所 子育て支援課

女性相談(離婚、DVや生活など女性のための相談)

電話・面接 月～金 9:00～17:30

電話番号 巻末問合せ一覧参照

※女性相談員が不在の場合もあります。

※上記以外の時間帯は下記へ(電話のみ)

夜間・休日DV電話相談 TEL 280-2526

男女共同参画センター相談

堺市立男女共同参画センター(コクリコさかい)

堺市堺区宿院町東4-1-27 TEL 224-8888

DVや子どもの虐待などあらゆる相談に対応。

電話相談・面接相談予約 火～日 9:00～17:15

メール相談 毎日24時間随時受付。

面接、電話相談実施日の内、
10時～22時の間で3日以内に返信。

SNS相談 火曜日10～14時、木、土曜日12～15時、
日曜日20～22時

※月曜日(祝日は除く)、年末年始は休み。

悩みの相談

堺市男女共同参画交流の広場

堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階

人間関係、こころとからだ、配偶者等からの暴力等、あなたが抱えるさまざまな悩みを専門のカウンセラーがお聞きし、気持ちや感情の整理をお手伝いします。

事前予約制

TEL 236-8266 (予約受付電話番号)

女性の悩み相談(面接)

第1～4火 10:00～13:00

14:00～16:00

第1～4金 17:00～20:00

第2土 10:00～14:00

男性の悩み相談(面接・電話)

第1・3木 18:00～21:00

第4土 13:00～17:00

※毎週月曜日、祝日、年末年始は休み。

DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

「DV防止法」は、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することによりDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に制定されました。

子どもが同居する家庭におけるDV行為は、児童虐待の防止等に関する法律で、児童虐待と定義されています。

ひとりで
悩まないで

ひとり親家庭への支援



詳細はこちらを
ご確認ください。

ひとり親家庭の生活の安定と、子どもの健全育成のために、母子・父子自立支援員等のアドバイス、児童扶養手当等の経済支援や日常生活支援などいろいろな支援があります。

相談窓口

○母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の生活相談、自立に向けた相談などに応じています。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

○母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭や寡婦の就業相談、法律相談などに応じています。

問合せ ▶ 堺市母子家庭等就業・自立支援センター

TEL:224-7766 FAX:224-7773

○母子福祉推進委員

地域でひとり親家庭の生活相談に応じています。

問合せ ▶ 子ども家庭課

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳までの子ども^(※1)(子どもに一定の障害がある場合は20歳未満)を監護している母子家庭の母、または父子家庭の父もしくは、父母に代わって養育している人に支給されます。(受給者および扶養義務者(受給者と生計同一の父母兄弟姉妹など)の所得制限があります。)

問合せ ▶ 各区子育て支援課

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の18歳までの子ども^(※1)と、その子どもを監護している父もしくは母または父母に代わって養育している人が、医療機関等を受診したときの医療費(保険診療分)の一部を助成しています。(所得制限あり。一部自己負担額あり。)

申請により、ひとり親家庭医療医療証を発行します。

なお、令和4年4月診療分から不妊治療が保険適用となりましたが、不妊治療は婚姻(事実婚を含む。以下同じ。)している患者とそのパートナーで受診するものとなりますので、婚姻をしていない方を資格対象としているひとり親家庭医療費助成においては、助成することができません。

問合せ ▶ 各区保険年金課

交通遺児手当

交通事故で父・母等を失った、18歳までの子ども^(※1)を養育している人に支給されます。

問合せ ▶ 子ども家庭課

遺族基礎年金

亡くなられた被保険者等に生計を維持されていた子ども^(※1)のある配偶者または子ども^(※1)に支給されます(子どもに一定の障害がある場合は20歳未満)。ただし一定の要件があります。

問合せ ▶ 各区保険年金課

「ひとり親×仕事」サポートLINE

LINEで、就職や転職の相談ができます。希望に応じて、仕事の紹介も行っています。

問合せ ▶ 子どもの未来応援室

ひとり親家庭家計相談事業

収支バランスの見直しや、教育費や老後資金等の暮らしとお金に関する不安をファイナンシャル・プランナーに相談できます。予約制。無料。

問合せ ▶ 子ども家庭課

養育費確保のための支援

公正証書等作成促進事業

公正証書等を作成する際、作成に係る費用の一部を支給します。

保証促進事業

養育費保証契約をする際、保証料の一部を支給します。
※ただしそれぞれ一定の要件、所得制限、支給額の上限があります。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

ファミリー・サポート・センター利用料金の半額給付

ファミリー・サポート・センターの利用料金(報酬)の半額を給付します。要事前登録。給付額の上限あり。

問合せ ▶ 子どもの未来応援室

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子・父子家庭及び寡婦の方が疾病や就職活動等で一時的に家事が困難な場合等に、家庭生活支援員を派遣しています。ただし、一定の要件があります。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合等に子どもと一緒に入所できます。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、扶養している子どもの福祉を増進するために、技能習得資金や修学資金など12種類の貸付資金があります。

問合せ ▶ 各区子育て支援課

(※1)18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども

妊娠に
関すること

出産された
皆さんに



あなたの
子育て
が



子育てを
楽しみま
しょう



小学校
入学に
むけて



子どもの
安全と
緊急時
のこと



外国人
の方
のため
に

